

# どうなる GH、現状と課題

【キーワード： 入所施設・地域生活 】

所属 社会福祉法人伊豆つくし会 伊豆つくし学園 氏名 内田 哲正

## 1、はじめに

地域生活支援部会の取組として、3年前は GH の現状と課題について浜松協働学舎の大橋さんに語ってもらい、一昨年は賀茂障害者就業・生活支援センターの高橋さんに賀茂地区の地域での取り組みを紹介していただき、昨年は私が勤務している伊豆つくし学園での入所施設の役割について紹介させていただきました。

今年度も伊豆東部地域でのコロナ感染の影響から部会としての積み重ねた取組が十分でないなか、10月には伊豆の国市の日中型 GH の見学を行いました。

このようなことから、上記の日中型 GH と比較しながら私が勤務する法人が運営する GH の現状を紹介します。また、直近では GH 運営事業所による食費の過大徴収という事案が発生し、再度 GH での生活の中身を問わねばならない課題が発生するとともに、GH が障害者の暮らしの場でありながら、結婚やそれに伴う出産や育児について大きな制限がかけられ、人権の侵害にも抵触する事案が発生しております。これらを踏まえ、再度 GH について言及していきたいと考えます。

## 2、伊豆つくし会が運営する GH の紹介

社会福祉法人伊豆つくし会が運営する GH は、平成 20 年 6 月に開所した GH たんぽぽと平成 28 年に東伊豆町に開所した GH こすもすの 2 つとなっております。

今回紹介させていただく GH は平成 28 年に開所した GH こすもすで、建物の建設前か

ら車椅子生活の脳性麻痺の女性の入居希望があり、その女性のために居室のクローゼットや洗面台、専用のトイレと入浴に関する電動での昇降リフトなどを備え付けた設計を行い、車椅子の女性を受け入れた実績を有しています。

現在の状況は、定員 12 名で男性 7 名・女性 5 名の構成となっております。障害支援区分の内訳では、区分 1 は 1 名、区分 2 は 3 名、区分 3 は 2 名、区分 4 は 5 名、区分 5 が 1 名となっており、年齢も 20 歳から 40 歳までに 10 名がカウントされ、比較的若い利用者が GH を利用されています。

日中活動では、一般就労 3 名、就労継続 A 型 1 名、就労継続 B 型 1 名で、残りの 7 名は隣接する生活介護施設を利用しています。

職員構成は、管理者・サビ管は隣接する生活介護施設との兼務で 1 名ずつ、世話人・支援員は合計で 7 名ですが、職員の不足を生活介護施設職員の兼務で対応しているのが実状です。その中で夜勤対応の職員 4 名を配置し、月 7 回の夜勤対応で支援を行っています。

## 3、他の GH の現状について(国保連のデータから)

GH の形態については 3 つのタイプがあり簡単にその特徴を紹介します。

### ①外部サービス利用型

必要なサービスを外部の事業者へ委託して支援するタイプであることから、区分なしの利用者が 6 割を占めている。全国で 1,233 事業所が存在し、14,913 人の利用者

が暮らしている。

## ②介護サービス包括型

自前の職員が日常生活上の支援を行うタイプで、知的障害者が6割を占め、精神障害者も3割弱を占める。全国で10,631事業所が存在し、146,402人が生活している。

## ③日中サービス支援型

平成28年にスタートした利用形態で、区分4以上の利用割合が7割以上を占めており、年代別の利用としては40歳以上の割合が6割以上を占めている。さらに短期入所を併設して在宅者の緊急的な受け入れに対応している。全国で809事業所が存在し、11,586人が生活している。

## 4、GHの課題について

昨今の新聞報道によると、某株式会社の運営する日中サービス支援型GHでの食材費の過大徴収が経済的虐待にあたりと指摘され、行政からの監査を受けています。

新聞報道の実例を紹介すると、障害がある人たちに提供されるおかずは、2人に対し1人分だけ。一つの親子丼のレトルトパックを2人分に分け、それぞれのご飯にのつける。コロッケは1個を半分に割る。卵は2人で1個をスクランブルエッグで出すことになっていた。週末は素うどんだけのときもあったとのこと。なお、私たちが10月に訪問した日中サービス支援型の事業所パンフレットの内容を紹介すると、家賃45,000円、食費27,000円、水道光熱費13,000円、日用品費2,000円の合計87,000円で1級の障害基礎年金でも充分でないことが理解できました。

次に昨年12月の新聞報道では、北海道の某福祉会において知的障害のある男女が結婚や同居を希望した場合に不妊処置を提示し、過去に8組16人が応じたとのこと。また、今年10月には神奈川県でGHで暮らす軽度知的障害の女性が男児を出産

し、育児を希望したが、乳児院に預けざるを得なかったとのこと。

食費の過大徴収は強欲な業者が弱者を食い物にしている実態であり、GH内での不妊治療や育児ができない実態は、障害者に寄り添った支援とは言い難く、障害者基本法の「可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という規定に抵触するものと考えられる。

健常者の当たり前が障害者では制限される構造は差別そのものであることが理解され、共生の思想とはかけ離れた現実を思い知らされました。

## 5、どうなるGH

前述に株式会社が運営するGHの費用額を紹介しましたが、私たちが運営するGHは、家賃27,000円、食費18,000円、水道光熱費8,000円から補足給付費10,000円を差し引くと合計金額43,000円となり、某株式会社の半分に近い額で運営しているのが理解されたと思います。

その一方で、伊豆の国市にある日中型サービスを提供する某事業所では、受け入れの大半が以前に精神科病院に入院していた患者ないし通院者で占められ、支援の難しい利用者への配慮が十分になされているかも含めて確認をしていく事が求められている。

今後、地域移行の受け皿も含め、在宅からの住まいの場が増加しなければ障害者の生活が成り立たず、どうしたら安価で良質な支援が受けられるGHを建設・運営できるかを問わずにはられません。

さらに在宅重症心身障害児者の保護者からは親亡き後の支援として、施設入所支援やGHでの支援を求めています。職員配置が緩いGHに在宅重症心身障害児者を受け入

れる基盤があるかも難しい課題となっています

最後になりますが、結婚や出産・育児など、健常者に与えられている権利が障害者には与えられていないのか、障害者の暮らしは食事をして作業所に出かけ、眠るだけの生活だけで良いのであろうか？人間として誰もが同じ権利を持ち、制限の無い生活を享受できると憲法に規定されているにもかかわらず、障害者には制限のある生活を強いるのであれば、憲法や障害者基本法は意味のない紙屑の一片でしかないと思われても致し方がないのではないかと。

私たちの運営するGHこすもすの女性利用者は、来春新たな伴侶とともに新生活をスタートさせGHから地域での生活が始まります。二人にとってこれからも大きな課題が待ち受けていますが、制限の無い生活が送れるよう継続した支援を続けていきたいと思えます。

利用者と保護者が安心して生活を託すことのできるGHを再度構想する営みが求められています。